

非課税化世帯等臨時給付金・こども加算及び定額減税補足給付金給付事業 委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 業務名

非課税化世帯等臨時給付金・こども加算及び定額減税補足給付金給付事業委託業務

第2 目的

本要領は、非課税化世帯等臨時給付金・こども加算及び定額減税補足給付金給付事業委託業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

第3 業務の概要

(1) 業務内容

別紙「非課税化世帯等臨時給付金・こども加算及び定額減税補足給付金給付事業委託業務仕様書」(以下、仕様書という。)のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、優先交渉権者との協議の中で変更する場合がある。

(2) 業務期間

契約締結日翌日から令和6年11月29日まで

(3) 予算額

委託料の上限は11,800,000円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)とする。

(4) 支払方法

契約締結時に、市と受注者が別途協議する。

第4 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表	令和6年6月 6日(木)
質問書受付期日	令和6年6月10日(月)午後5時まで(必着)
質問書回答期日	令和6年6月13日(木)
参加表明書兼誓約書提出期限	令和6年6月17日(月)午後5時まで(必着)
参加資格確認結果通知	令和6年6月18日(火)
企画提案書等提出期限	令和6年6月25日(火)午後5時まで(必着)
審査(選定委員会)	令和6年7月 1日(月)(予定)
結果通知(優先交渉権者の決定)	令和6年7月 2日(火)(予定)
契約締結	令和6年7月 8日(月)(予定)

※応募状況によって、プレゼンテーション審査の日程が追加となる可能性があります。

なお、スケジュールを変更する場合は、改めて本市ホームページに掲載します。

第5 参加資格

本プロポーザルに参加する場合は、参加表明書兼誓約書（様式第1号）の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、参加表明書兼誓約書の提出日から契約の締結日までに、いずれかの要件を満たさなくなった場合は失格とする。

- (1) 阿波市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成17年阿波市告示第15号）に基づく指名停止の措置の対象となっている者。
 - イ 阿波市暴力団等排除措置要綱（平成23年阿波市告示第20号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。
 - エ 国税及び地方税を滞納している者。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。
- (3) 令和3年4月1日から令和6年6月5日までの間に、国内の自治体等から給付金給付業務の契約を適正に履行した実績（以下、「同種業務の実績」という。）があること。ただし、グループ会社の実績や労働者派遣業務は対象外とする。

なお、事務作業においては、再委託を行わず受託者による直接運営をしていたこと。
- (4) プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。

第6 質問及び回答

- (1) 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第2号）に必要事項を記載し、令和6年6月10日（月）午後5時までに電子メールにて提出するものとする。電子メールの件名は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、企画総務部企画総務課宛て（somu@awa.i-tokushima.jp）に送信するものとし、その後、電話で到着確認の連絡を行うこと。質問書が複数ある場合は、1件の電子メールに全ての質問書を添付した上で提出するものとする。

なお、電子メール以外の方法による質問の受付は行わない。
- (2) 質問書への回答

受付期日までに提出された質問書に対する回答は、令和6年6月13日（木）午後5時までに本市ホームページにおいて公表する。ただし、質問者の氏名及び名称は公表しない。

なお、回答した内容は、本実施要領の追加又は修正とみなすものとする。

第7 参加表明書兼誓約書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加表明書兼誓約書その他関係書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（様式第1号） 1部

イ 業務実績書（様式第3号） 1部

※「第5 参加資格」の（3）の業務実績を記入すること。

ウ プライバシーマーク登録証又は ISMS 認証登録証の写し 1部

(2) 提出期限：令和6年6月17日（月）午後5時（必着）

(3) 提出方法：郵送（簡易書留）による。

(4) 提出場所及び送付先：〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1

阿波市役所企画総務部企画総務課 庶務担当

第8 企画提案書等の提出

本プロポーザルへ参加する事業者は、「企画提案書（様式第5号）」その他関係書類（正本1部・副本9部）により、次のとおり提出するものとする。

なお、提出書類のうち、「提案提出書（様式第4号）」は正1部のみとし、副9部に添付する必要はない。また、「見積書（様式第6号）」の原本は正本1部に添付し、副本9部には写しを添付すること。

(1) 提出書類

ア 提案提出書（様式第4号）

イ 企画提案書（様式第5号）

ウ 見積書（様式第6号）

(2) 作成上の留意点

ア 提案は1者につき1つとし、複数の提案をした場合は失格とする。

イ 提出以降における提出書類の差替え、追加、変更、削除等は認めない。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出書類は、原則公開しないものとするが、阿波市情報公開条例（平成17年阿波市条例第9号）の規定に基づき開示請求者に開示する場合がある。

オ 上記提出書類のと通りの順番に並べ、簡易製本（A4判、縦、左綴じ。）とし、必要部数を作成すること。

カ 使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

キ 副本には提案者の名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

(3) 作成方法

ア 提案提出書（様式第4号）

必要事項を記載すること。

イ 企画提案書（様式第5号）

・A4判、横書き、左綴じで、表紙・目次を除き下部にページ番号を付けること。

・左綴じ部分の余白は20mm以上、文字サイズは原則11ポイント以上とする。

ウ 見積書（様式第6号）

別紙「非課税化世帯等臨時給付金・こども加算及び定額減税補足給付金給付事業委託業務仕様書」及び企画提案書の内容に基づき、全ての経費を見積もること。

(4) 提出期限：令和6年6月25日（火）午後5時（必着）

(5) 提出方法：郵送（簡易書留）による。

(6) 提出場所及び送付先：〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1
阿波市役所企画総務部企画総務課 庶務担当

第9 受託候補者の選定

(1) 選定方法

本市の庁内関係者で構成する選定委員会において提案内容の審査及び採点を行い、以下の通り優先交渉権者の選定を行う。

- ① 評価基準（別表）に基づき審査を実施し、総合得点（審査項目の全項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
- ② 総合得点と同点の者が複数であった場合は、提案金額の低い提案者を優先交渉権者として選定する。なお、提案金額が同額の場合、抽選により選定する。
- ③ 総合得点の最高得点の者と契約交渉の結果、困難となった場合、第二位の者を優先交渉権者とする。
- ④ 総合得点が6割を超えない場合は失格とする。
- ⑤ 提案者が1社であっても選考を実施し、総合得点が6割を超えた場合は、優先交渉権者として選定する。

(2) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、参加した全ての事業者へ通知し、第一優先交渉権者及び次点候補者について、阿波市ホームページにおいて審査結果及び事業者名を公表する。

第10 審査

審査は、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 実施日程

令和6年7月1日（月）（予定）

※応募状況によって、審査の日程が追加となる可能性があります。

なお、実施日におけるタイムスケジュールの詳細は、参加者宛てに別途通知する。

(2) 実施場所

阿波市役所本庁舎 会議室

(3) 時間配分

各参加者の説明に要する持ち時間は40分程度（提案20分、質疑応答20分程度を目安。）とする。

(4) 順番

説明を行う順番は、参加表明書兼誓約書の提出（受付）順とする。

(5) 貸出機材

市が貸し出す機材等は、次に掲げるとおりとする。

ア 会議用テーブル

イ 会議用椅子

ウ 電源タップ

エ スクリーン (※)

※本市の他業務と調整の上、必要数を貸し出せない場合があるため注意。

(6) 参加人数

プレゼンテーションで説明する説明員等は、3名以内とする（ただし、設営及び準備における人員は除く。）。

第11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等の提出があった場合
- (2) 提案者が、契約の締結までの間に参加資格に定める要件を満たさなくなった場合
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる場合
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査に公平性を害する行為があった場合
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

第12 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 第一優先交渉権者との協議において、双方が合意に至らなかった場合には、次点に選定された者と交渉を行う。

第13 その他

- (1) 公正な選定が確保できないと判断した場合は、選定を中止する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに参加するために要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (4) 審査及び選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切認めない。
- (5) 本市が提示した本プロポーザルに関する資料は、本業務企画提案以外の目的で使用すること、及び第三者への開示・漏えいをしてはならない。
- (6) 提出された企画提案書等は、阿波市情報公開条例（平成17年阿波市条例第9号）に基づく公開請求の対象となる。
- (7) 本プロポーザルの参加にあたり、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、市は一切その責を負わない。

- (8) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。
- (9) 本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本市が判断する。

第14 問い合わせ先

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1

阿波市役所企画総務部企画総務課 庶務担当

電話：0883-36-8700

FAX：0883-36-8760

E-mail：somu@awa.i-tokushima.jp